

『確定申告・町県民税の申告はもうすぐです』

2月16日(月)～3月16日(月)

自分なんて無関係だと思っていないですか？
給与所得者でも申告が必要な場合があります！

◆申告＝税金が取られる？

「税務署（課）へ申告すると、余計に税金を取られる」というイメージが強いようですが、必ずしもそうではありません。申告することで、所得税の還付を受けられたり、町県民税・国保税・介護保険料の節約になるかたも少なくありません。

◆こんなかたはぜひ申告を！

次に該当するかたは、申告したほうが良い典型です。

- 年金生活で国保に加入している
- 収入はないが国保に加入している
- 去年退職した
- 収入はあったがパートなので年末調整していない
- 会社から源泉徴収票とっしょに「給与支払報告書」と書かれた紙をもらった
- 住宅ローン控除を受けている

◆申告しないと…

申告が必要なかたが申告をしないでいると、次のような不利益を受けることがあります。

- 国保税の軽減措置が受けられない
- 国民年金保険料の免除が受けられない
- さかのぼって税金を納める場合、延滞税(金)が加算される など

◆申告までに…

申告に必要な次の書類を準備しておきましょう。

- 給与や年金の源泉徴収票
- 国民年金保険料控除証明書
- 生命（地震）保険料控除証明書
- 税務署から届いた申告書用紙（税務署から1月28日ごろ発送します）

※申告の日程などの詳細は、2月号とっしょにお配りするチラシでお知らせします。

問合せ 税務課課税担当 ☎62-1230 内線131・132
秩父税務署個人課税部門 ☎22-4433

税務署からのお知らせ

e-Taxで所得税の確定申告を提出すると、

5,000円の税額控除

(平成19年分・平成20年分のいずれか1回)

ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

申告相談 2月16日～3月16日 会場を役場に統合します

これまで申告相談は役場ほか4会場で実施してきましたが、今回から役場に統合します。

これは、近年、各地域の会場で申告するかたが減る一方で、役場で申告するかたが増加していること、また、役場以外の会場で申告相談を実施した場合、データ通信の安全性を確保するために、専用の光通信回線を敷設するなど多額の設備投資が必要となる

ためです。

皆さまには大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

問合せ 税務課課税担当 ☎62-1230 内線131・132

3月1日・8日・15日(日)は「日曜申告」を実施します。